

出席停止について

都立蒲田高校

学校保健安全法により、所定の感染症にかかった場合は、出席停止の扱いになります。
出席停止の場合は、欠席扱いになりません。

登校を再開する際は、下記の「出席停止証明書」に記入の上、医療機関にかかった証明となるもの（病院の領収書等）のコピーを添付して、学校に提出してください。

東京都立蒲田高等学校長殿

出席停止証明書 *保護者が記入してください

年 組 番 生徒氏名 _____

診断名 _____ 月 日より登校を再開します。

年 月 日

医療機関名 _____

保護者氏名 _____ 印

*ここに領収書等のコピーを添付してください（一部をのりづけ）

※担任記入（出席停止期間； 月 日～ 月 日） →保健室へ

（裏面：出席停止期間の基準）

主な感染症の種類 及び 出席停止期間の基準 R5.5～

| | | |
|-------------|--|---|
| 第 二 種 | インフルエンザ | 発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 麻疹（はしか） | 解熱した後 3 日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 風疹（3 日ばしか） | 発疹が消失するまで |
| | 水痘（みずぼうそう） | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで |
| | 結核、髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで |
| 第 三 種 | コレラ、細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎 | 症状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| | その他の感染症 （医師の判断で出席停止扱いになるもの） 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、 手足口病、伝染性紅斑、 ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎、 マイコプラズマ感染症、など | 全身症状がなく、医師が登校を認めるまで |